

琉球大学機器分析支援センター運営委員会規程

〔平成19年4月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学機器分析支援センター（以下「センター」という。）規則第5条第1項の規定に基づき、琉球大学機器分析支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 琉球大学機器分析支援センター（以下「センター」という。）の運営に係る基本事項に関すること（ただし、琉球大学環境・施設マネジメント委員会の所掌に属するものを除く。）
- (2) センターの予算及び決算に関すること
- (3) センターの教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること
- (4) その他センターの運営に関すること

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センターの専任教員
 - (3) 各学部（法文学部及び観光産業科学部を除く。）の教員のうちから選出された者各1人
 - (4) その他センター長が必要と認めた者
 - (5) 財務部長、学術国際部長及び施設運営部長
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、学術国際部研究協力課において処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月26日)

- 1 この規程は、平成23年7月26日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第3条第1項第3号及び第4号に規定する委員である者は、その任期は第3条第3項の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。